

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2012-91029(P2012-91029A)

【公開日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2012-019

【出願番号】特願2012-4610(P2012-4610)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 V

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月22日(2013.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

扉体と、

当否判定を少なくとも実行可能な当否判定手段と、

音を少なくとも出力可能な音出力手段と、

画像を少なくとも表示可能な画像表示手段と、

を備えた遊技台であって、

前記音出力手段は、先読み予告条件の成立があった場合に、前記当否判定手段による前記当否判定が実行されるよりも前に先読み予告音を少なくとも出力可能なものであり、

前記画像表示手段は、前記先読み予告条件の成立があった場合に、前記当否判定手段による前記当否判定が実行されるよりも前に先読み予告画像を少なくとも表示可能なものであり、

前記音出力手段は、前記先読み予告条件の成立があった場合に、前記扉体が開放されている場合には、前記先読み予告音を出力しないものであり、

前記画像表示手段は、前記先読み予告条件の成立があった場合に、前記扉体が開放されている場合にも、前記先読み予告画像を少なくとも表示するものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項2】

請求項1記載の遊技台であって、

主制御部と、

前記主制御部から送信されるコマンドに基づいて動作する副制御部とを備え、

前記先読み予告音を出力するか否かは、前記副制御部で決定され、

前記先読み予告画像を表示するか否かは、前記副制御部で決定されること、

を特徴とする遊技台。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 に記載の遊技台であって、
遊技球が進入した場合に取得された始動情報が保留されていることを示す保留表示を少なくとも実行可能な保留表示手段を備え、

前記先読み予告画像は、
前記保留表示によって行われること
を特徴とする遊技台。

【請求項 4】

請求項 3 記載の遊技台であって、
前記先読み予告条件は、
保留されている前記始動情報に、特定の当否判定結果となる情報が含まれていることを特徴とする遊技台。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の遊技台であって、
光を少なくとも出力可能な光出力手段を備え、
前記光出力手段は、前記先読み予告条件の成立があった場合に、前記当否判定手段による前記当否判定が実行されるよりも前に先読み予告光を少なくとも出力可能なものである、
前記光出力手段は、前記先読み予告条件の成立があった場合に、前記扉体が開放されている場合にも、前記先読み予告光を少なくとも出力することを特徴とする遊技台。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的は、
扉体と、
当否判定を少なくとも実行可能な当否判定手段と、
音を少なくとも出力可能な音出力手段と、
画像を少なくとも表示可能な画像表示手段と、
を備えた遊技台であって、

前記音出力手段は、先読み予告条件の成立があった場合に、前記当否判定手段による前記当否判定が実行されるよりも前に先読み予告音を少なくとも出力可能なものであり、

前記画像表示手段は、前記先読み予告条件の成立があった場合に、前記当否判定手段による前記当否判定が実行されるよりも前に先読み予告画像を少なくとも表示可能なものであり、

前記音出力手段は、前記先読み予告条件の成立があった場合に、前記扉体が開放されている場合には、前記先読み予告音を出力しないものであり、

前記画像表示手段は、前記先読み予告条件の成立があった場合に、前記扉体が開放されている場合にも、前記先読み予告画像を少なくとも表示するものである、
ことを特徴とする遊技台
によって達成される。